

# 二戸市教職員働き方改革プラン

令和8年3月

二戸市教育委員会

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

この計画の趣旨は、計画における取組を通じて教職員のこれまでの働き方を見直し、勤務状況の改善を図ることで、健康な状態で、生き活きと児童生徒等への教育に全力で取り組むことができるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、より良い教育を行うことができるようにすることです。

本計画は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画として策定します。

## (2) 二戸市の現状

二戸市では、令和5年3月に、二戸市教職員働き方改革プラン（令和5年度～令和7年度）を策定し、市教育委員会及び市立小中学校において、働き方改革の取り組みを実施してきました。

### 【市教育委員会の取り組み】

大項目	具体的取組
1 学校の取組支援	(1) 研修会等の実施
2 環境整備	(1) 教職員をサポートするスタッフの配置 (2) 事務の共同処理の推進 (3) ICT教材・設備の整備等 (4) 市教育委員会が主催する会議・調査等の削減 (5) 部活動の適正化 (6) タイムカード等による客観的な勤務時間把握 (7) 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定
3 健康確保	(1) 長時間勤務者等に対する保健指導 (2) ストレスチェックの実施

### 【市立小中学校の取組】

大項目	具体的取組
1 管理職員の適切なマネジメント	(1) 長時間勤務者の要因分析の実施 (2) 部活動の適正化
2 教職員の健康管理	(1) 労働安全管理体制の整備
3 学校内における業務改善の推進	(1) 学校行事等の見直し (2) 会議の効率化
4 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進	(1) 団体業務の負担軽減 (2) コミュニティ・スクールによる地域との役割分担

これまでの働き方改革に向けた各種取組の実施により、時間外勤務時間の削減を図ってきました。令和7年度末時点での時間外勤務時間の状況は、以下のとおりでした。

◇時間外勤務の状況（年平均）

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R4⇒R7
小学校	目標	基準値	前年比 5%削減	前年比 5%削減	前年比 5%削減	実績
	実績	35時間55分	36時間47分 2%増加	33時間30分 9%削減	35時間51分 7%増加	R4年度比 0.3%削減
中学校	目標	基準値	前年比 10%削減	前年比 8%削減	前年比 5%削減	実績
	実績	51時間18分	45時間56分 10%削減	39時間16分 14%削減	41時間21分 5%増加	R4年度比 19%削減

【参考】時間外勤務時間月80時間以上の教職員の割合（年間）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	1.7%	1.9%	1.7%	1.6%	2.7%	2.2%	1.2%
中学校	22.9%	10.2%	18.5%	18.3%	12.4%	4.2%	4.8%
小中合計	9.0%	4.8%	7.3%	7.5%	6.1%	2.9%	3.0%

目標の教職員の1か月の時間外勤務時間について、令和6年度は令和5年度より削減され、目標を達成した結果となりました。しかし令和7年度は令和6年度より、時間外勤務時間が増加した結果となりました。期間全体では、策定時の令和4年度と比較すると、小学校、中学校とも減少しており取組の成果が表れた結果となっています。

また、月80時間以上の時間外勤務時間の教職員の割合は、プランを策定した令和4年度から、減少した結果となりました。

二戸市教職員働き方改革プランに基づき各種取組を総合的に推進してきたことは、時間外在校等時間の縮減に一定の成果をもたらしました。

今後も、これまでの二戸市教職員働き方改革プランに基づく取組結果を踏まえ、継続して教職員等の働き方の見直しによる勤務状況の改善に取り組むことが必要です。

## 2. 計画期間

本計画は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間で計画期間とします。

## 3. 目標

国が給特法等改正法（令和 7 年法律第 68 号）に規程する、令和 11 年度までに教育職員一人あたりの 1 箇月在校等時間を平均 30 時間程度にする目標を達成するため、本計画の最終年度である令和 10 年度までに目指す姿は次のとおりとします。

### （1）時間外在校等時間に関する目標

1 箇月の時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教職員の割合を高める

#### 【年度目標】

		R8 年度	R9 年度	R10 年度
時間外在校等時間の 45 時間以下の割合	小学校	70%	75%	80%
	中学校	67%	75%	80%

※勤務時間の把握は統合型校務支援システムにより行うものとする。

#### 【参考】 時間外在校等時間の 45 時間以下の割合

	R6 年度	R7 年度
小学校	69.1%	68.3%
中学校	61.2%	63.5%

#### 【国が示す上限時間の原則】

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 8 年 4 月 1 日文科科学省）が示す上限時間の原則は次のとおりです。

- ・ 1 箇月の時間外在校等時間 超過勤務 45 時間以内
- ・ 1 年間の時間外在校等時間 超過勤務 360 時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

- ・ 1 箇月の時間外在校等時間 超過勤務 100 時間以内
- ・ 1 年間の時間外在校等時間 超過勤務 720 時間以内
- ・ 1 年間のうち 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月
- ・ 連続する 2 箇月、3 箇月、4 箇月、5 箇月及び 6 箇月のそれぞれの期間について各月の 1 箇月時間外在校等時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間

## **（２）ワークライフバランスや働きがいに関する目標**

市教委で行うストレスチェックで、健康リスクの値を全国平均より低い値にする。

### **【令和7年度の実施結果】**

	健康リスク（全国平均：100）		
	仕事の量・コントロール（A）	職場の支援（上司・同僚）（B）	総合健康リスク（A×B/100）
二戸市	102	83	84
全国平均	100	100	100

仕事のストレス判定は、過去に多くの研究から、特に健康と関わりのあることが判明している要因に着目して、職場のストレス状況を判定するものです。

仕事の量的負担が多く、仕事のコントロール（裁量権や自由度）が低く、上司・同僚の支援が低いという特徴を持つ職場が、最もストレスの悪影響を受ける職場であり、心身の不調や健康問題を生じるリスクが高くなります。

健康リスク（全国平均は100）が120～130以上の職場では、様々なストレス問題が顕在化していると考えられます。このことから、継続的に全国平均より低い状況になることを目標とします。

## **4. 具体的な取組内容**

本プランにおける目標を達成するため、市立小中学校及び市教委において以下の取り組みを推進します。取組にあたっては、国の定める「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ市立小中学校及び市教委の実情に応じた業務の見直しを行うものとします。

### **【市教委の取組】**

#### **（１）学校の取組支援**

##### **① 労働安全衛生委員会代表者会議の開催**

各学校の取組状況の共有と共通の課題を協議すること等を目的として、労働安全衛生委員会代表者会議を開催します。

#### **（２）環境整備**

##### **① 教職員をサポートするスタッフの配置**

教職員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するために必要となる専門スタッフを配置します。

## ② 部活動の適正化と地域連携・地域展開

休養日や活動時間の基準など、二戸市小中学生スポーツ活動指針の周知と共通理解の徹底を図ります。また、拠点校方式を実施するとともに、部活動指導員の配置の拡充や、休日の部活動の地域連携を着実に推進し、地域における受け皿の整備など、地域連携・地域展開にむけた新たな部活動の在り方を検討します。

## ③ 共同学校事務室の設置と推進

学校事務に係る業務について、行政事務の専門性を強化し教育活動への支援を行うことを目的に事務の共同実施を行ってきました。令和8年度からは、共同学校事務室を設置し、さらに効果的な共同実施を推進します。

## ④ ICT教材・機器等の整備

ICTがもつメリットを活かし、校務処理の負担軽減等につなげるため、デジタル教材、各種機器等の効果的な活用を検討します。

## ⑤ 統合型校務支援システムの活用

教員の業務の軽減と効率化を推進するため、統合型校務支援システムを活用します。時間外在校等時間や年次休暇等の各種データの把握は、原則として統合型校務支援システムを活用します。また、事務処理を円滑に行うことができるよう、マニュアル等の整備を行い運用にかかる支援を行います。

## ⑥ 市教育委員会が実施する会議・調査等の合理化

市立小中学校を対象として実施する研修、会議、照会、調査等について、効果・効率等を考え、合理化を検討します。

# (3) 健康確保

## ① 長時間勤務者に対する保健指導の実施

時間外勤務 80 時間以上の教職員について、産業医への報告を行い、本人の申出又は、所属長の判断により、産業医による面談を実施し、適切な保健指導を行う体制を整備します。

## ② ストレスチェックの実施

教職員の心理的負担の状況を把握するため、毎年ストレスチェック検査を実施し、高ストレスと判定された教職員に対しては、医師による面接の勧奨を行います。

## ③ 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定

ワーク・ライフ・バランスを整え、教職員の疲労や心理的負担の軽減を図るため、夏季・年末年始に緊急時の連絡体制を構築しつつ、夏季は4日以上、年末年始は6日以上の学校閉庁日の設定を実施します。

## **【市立小中学校の取組】**

### **(1) 環境整備**

#### **① 労働安全管理体制の整備**

労働安全衛生管理体制を整備し、職員会議等と併せて安全衛生に関する情報提供を行うなど、実効的な取組につなげます。

#### **② 長時間勤務者の要因分析**

管理職は、毎月の時間外在校等時間の状況を把握し、長時間勤務者の要因分析を行った上で、解消に向けた取組を行います。

#### **③ 会議の効率化**

I C Tの活用による資料印刷の省略、説明項目の精選など、会議開催時間及び準備時間の短縮により、教職員が授業準備等に集中するための時間づくりに努めます。

#### **④ 時程の見直しによる効率化**

学校の実態に合わせ、時程の見直しを行うことにより、勤務時間内の教材準備時間等の確保に努めます。

#### **⑤ 定時退庁日の設定**

定時退庁日やノー会議デーの設定を行い、時間外在校等時間の削減に向けた意識付けを行います。

#### **⑥ 学校行事等の見直し**

改善の視点をもって学校行事等の精選、見直しに努めます。

### **(2) 健康確保**

#### **① 年次休暇の取得促進**

年間の年次休暇等について、ワークライフバランスに合わせた取得を推進します。

#### **② ストレスチェックによる要因の分析と解消**

市教委で実施するストレスチェックの結果により、管理職は所属職員の状況把握とストレスの要因分析を行い、解消に向けた取組を行います。

### **(3) 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進**

#### **① 団体業務の負担軽減**

各種団体業務について見直しを行い、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化や適切な役割分担を進めるよう、関係団体と連携・協議します。

#### **② コミュニティ・スクールによる地域との役割分担**

学校運営協議会において、学校と地域が一体となった学校づくりを推進するとともに、地域の協力を得ることにより教職員の負担軽減につながる取組についても協議をします。